令　和　２　年　３　月
京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

バリアフリー条例における完了検査の円滑な実施について

日頃から，本市の建築行政に御理解と御協力をいただき，誠にありがとうございます。

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い，トイレ，ユニットバス，ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っており，建築工事において，これらの設備等の納品が遅れ，工期が延びる事態が起こっています。

トイレ，ユニットバス等の設備が未設置の状態で工事を完了させる場合における，京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による完了検査の取扱いにつきましては，個別に御相談に応じることとしますので，建築審査課までお問合せいただくようお願いいたします。

※　建築基準法の完了検査の実施につきましては，国土交通省より令和２年２月２７日付国住指第 3960 号国土交通省住宅局建築指導課長通知が発出されています。

http://www.mlit.go.jp/common/001330870.pdf